

魚介類行商

発酵乳等販売業

魚介類加工業

を営む皆様へ

現在の業種が新たに 改正食品衛生法で 規定されます



魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業は、令和3年6月から改正食品衛生法により新たに許可又は届出業種として規定され、現在の営業区分に応じた手続が必要になります。

また、魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業を規定している、魚介類行商等に関する条例は、改正食品衛生法の施行に伴い、令和3年6月に廃止されます。

改正食品衛生法による新たな業種区分は次のとおりです

魚介類行商等に関する条例の業種区分

1

魚介類加工業

※魚介類の加工

※魚介類には、魚の他、その卵、貝類、イカ、タコ等が含まれます。

2

魚介類加工業

※海藻類の加工

魚介類行商

発酵乳等販売業

改正食品衛生法の業種区分

1

許可業種

新たに
営業許可の申請
が必要です!

2

届出業種

新たに
営業届出
が必要です!

営業者の皆様に必要な手続は？

1 魚介類加工業 を営んでいる方

※魚介類の加工

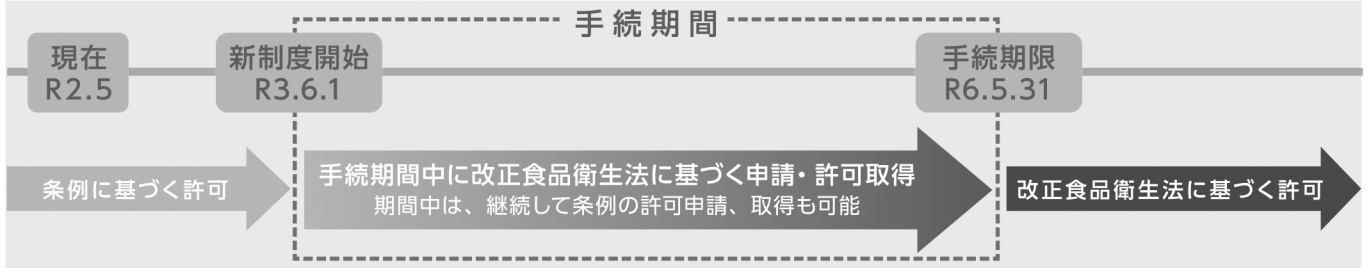
必要な手続

改正食品衛生法に基づく
営業許可の申請

いつまで？

令和3年6月1日から、
令和6年5月31日までに許可の取得が必要です。

許可取得までのイメージ



2 魚介類加工業 魚介類行商 発酵乳等販売業 を営んでいる方

※海藻類の加工

必要な手続

改正食品衛生法に基づく
営業届出

いつまで？

令和3年6月1日から
同年11月30日までに届出が必要です。

届出までのイメージ



▶ 1 に該当する営業者については、**手続期限までに改正食品衛生法に基づく許可を受けていない場合、令和6年6月1日以降は営業ができませんのでご注意ください。**

▶ 現在受けている許可は、条例が廃止された後も※許可の有効期間満了日まで有効です。

※許可の有効期間満了日が手続期限を超えている場合は手続期限まで。

▶ 手続期間中に現在受けている許可が満了する場合、改正食品衛生法に基づく手続を速やかに行ってください。ただし、引続き条例の許可を受けて、手続期限まで営業することも可能です。

お問合せ

機関名	電話	所管区域
平塚保健福祉事務所 食品衛生課	0463-32-0130	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター 食品衛生課	0463-82-1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所 食品衛生課	0467-24-3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター 生活衛生課	046-882-6811	三浦市
小田原保健福祉事務所 食品衛生課	0465-32-8000	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター 生活衛生課	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所 食品衛生課	046-224-1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター 食品衛生課	046-261-2948	大和市、綾瀬市

より詳しい情報は、神奈川県 HP へ

かながわの食の安全・安心 検索

